

※処理事項

発信年月日
通信日付印

確認

整理番号

事務所

管理番号

申告区分

受付印

令和 年 月 日
広島県 県税事務所長 様

法人番号

この申告の基礎
法人税の
令和 年 月 日
の修正・決定
更正による。

申告年月日
年 月 日

所在地
(本県が支店等
の場合は本店
所在地と併記)

(ふりがな)

法人名

(ふりがな)
代表者氏名

期末現在の資本金の額
(解散日現在の額)

期末現在の資本金の額及び
資本剰余金の額の合算額
(解散日現在の額)

法第72条の2第1項
第1号ロ(1)又は(2)
による加算後の額

(ふりがな)
経理責任者氏名

事業種目

資本金の額が1億円以下の普通法人
のうち中小法人等に該当しないもの

期末現在の資本金の額及び
資本準備金の額の合算額

期末現在の
資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の 申告書

事業税

摘要	課税標準	税率 ₍₁₀₀₎	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額	①	兆	十億	百万	千	円						
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業																
所得割	所得金額総額 別表5⑳	㉘	兆	十億	百万	千	円									
	年400万円以下の金額	㉙				000	兆					十億	百万	千	円	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	㉚				000								00		
	年800万円を超える 金額	㉛				000								00		
	計 ㉙+㉚+㉛	㉜				000								00		
軽減税率不適用法人 の金額	㉝				000					00						
付加価値割	付加価値額総額	㉞														
付加価値額	㉟				兆	十億	百万	千	円	00						
資本割	資本金等の額総額	㊱														
資本金等の額	㊲				兆	十億	百万	千	円	00						
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業																
収入割	収入金額総額	㊳	兆	十億	百万	千	円									
	収入金額	㊴				000	兆					十億	百万	千	円	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業																
所得割	所得金額総額 別表5㉑	㊵	兆	十億	百万	千	円									
	所得金額	㊶				000	兆					十億	百万	千	円	
付加価値割	付加価値額総額	㊷														
	付加価値額	㊸				000	兆	十億	百万	千	円					
資本割	資本金等の額総額	㊹														
	資本金等の額	㊺				000	兆	十億	百万	千	円					
収入割	収入金額総額	㊻														
	収入金額	㊼				000	兆	十億	百万	千	円					
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業																
付加価値割	付加価値額総額	㊽	兆	十億	百万	千	円									
	付加価値額	㊾				000	兆					十億	百万	千	円	
資本割	資本金等の額総額	㊿														
	資本金等の額	㋀				000	兆	十億	百万	千	円					
収入割	収入金額総額	㋁														
	収入金額	㋂				000	兆	十億	百万	千	円					
合計事業税額 (㋂又は㋃+㋄+㋅+㋆+㋇ +㋈+㋉+㋊+㋋+㋌+㋍)	㋄					00	令和6年改正法附則 第8条第2項の控除額	㋍		00						
事業税の特定寄附金 税額控除額	㋎						仮装経理に基づく 事業税額の控除額	㋏								
差引事業税額 ㋄-㋎-㋏-㋐	㋐					00	既に納付の確定した 当期分の事業税額	㋑		00						
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	㋒						この申告により納付 すべき事業税額㋑-㋒	㋓		00						
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))											㋔					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額											㋕					
還付請求中間納付額											㋖					
資本金の額(外貨)											資本剰余金の額(外貨)	資本剰余金の額(外貨)	前事業年度の 法人区分	イに掲げる法人		

道府県民税

署名
関与税理士

(電話

（特別法人事業税）

		事業年度		・ ・ ・ ・		法人名																					
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額 (78) 兆 十億 百万 千 円 00																			
⑥1の内訳	所得割	(65)						付加価値割	(66)						同上に対する特別法人事業税額 (78) × (100) (79) 00												
	資本割	(67)						収入割	(68)						法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額 (80) 00												
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (80) × (100) (81) 00																		
	所得割	(69)						付加価値割	(70)						法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額 (82) 00												
	資本割	(71)						収入割	(72)						同上に対する特別法人事業税額 (82) × (100) (83) 00												
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額 (84) 00																		
									付加価値割	(73)						同上に対する特別法人事業税額 (84) × (100) (85) 00											
									収入割	(75)						合計特別法人事業税額 (79) + (81) + (83) + (85) (86) 00											
	⑥1のうち見込納付額	(76)						差引	(77)						仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額 (87) 00												
									差引特別法人事業税額 (86) - (87) (88) 00																		
									既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 (89) 00																		
									租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 (90) 00																		
									この申告により納付すべき特別法人事業税額 (88) - (89) - (90) (91) 00																		
									⑨1のうち見込納付額 (92) 00																		
									差引 (91) - (92) (93) 00																		

（事業税）